

緑の基本計画の改訂に係る方向性

緑の基本計画の概要

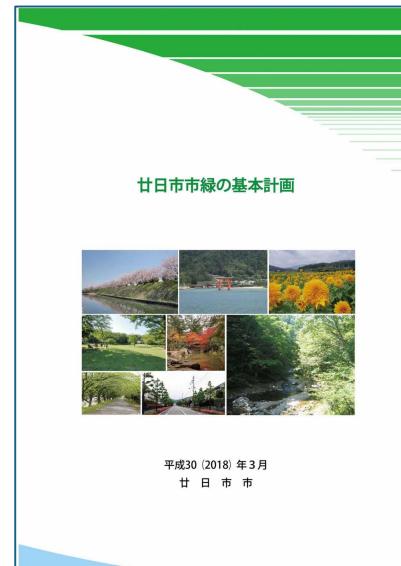
緑の基本計画の概要

緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

市町村が都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するための指針となります。

また、市民、事業者、行政などの様々な主体が協力して緑地の保全及び緑化の推進に係る取組を進めていくための指針となるとともに、国・県等の関係機関に対し、本市の緑に係る施策の方針について理解・協力を求める上での指針ともなります。



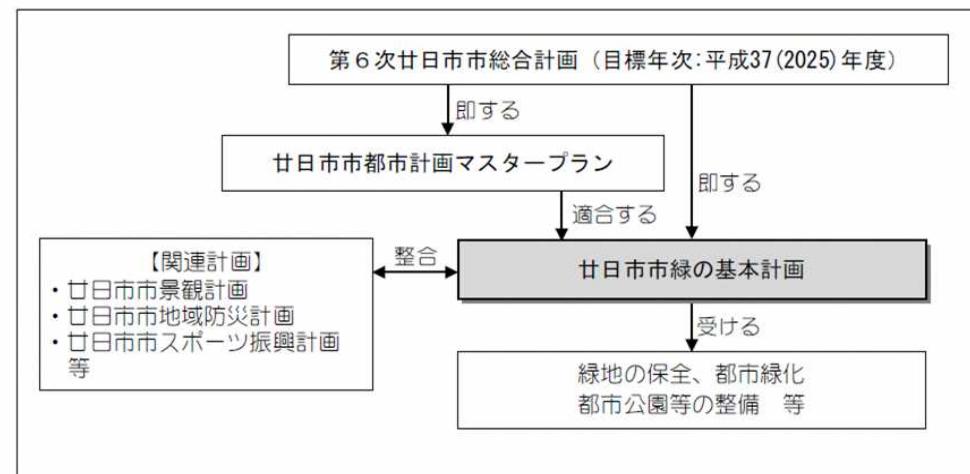
本計画の位置づけ

「第6次廿日市市総合計画」に即し、「廿日市市都市計画マスタープラン」に適合する内容として定めます。

また、本計画は、他の関連計画との整合を図りながら定めます。

対象の区域

対象区域は、都市としての一体的な土地利用の推進と都市機能の配置、地域資源の活用、都市計画の適切な運用等を考慮し、全市域とします。



緑の基本計画の概要

計画の目標年次

平成27(2015)年度を基準年次とし、将来の都市の姿を展望しつつ、第6次廿日市市総合計画と同様の平成37(2025)年度を目標年次としており、10年間の計画として策定しています。

なお、上位計画の改定が行われた場合は、それを受け必要な見直しを行います。

○基準年次：平成27(2015)年度

- ・人口などの計画指標の基準となり、直近の国勢調査年

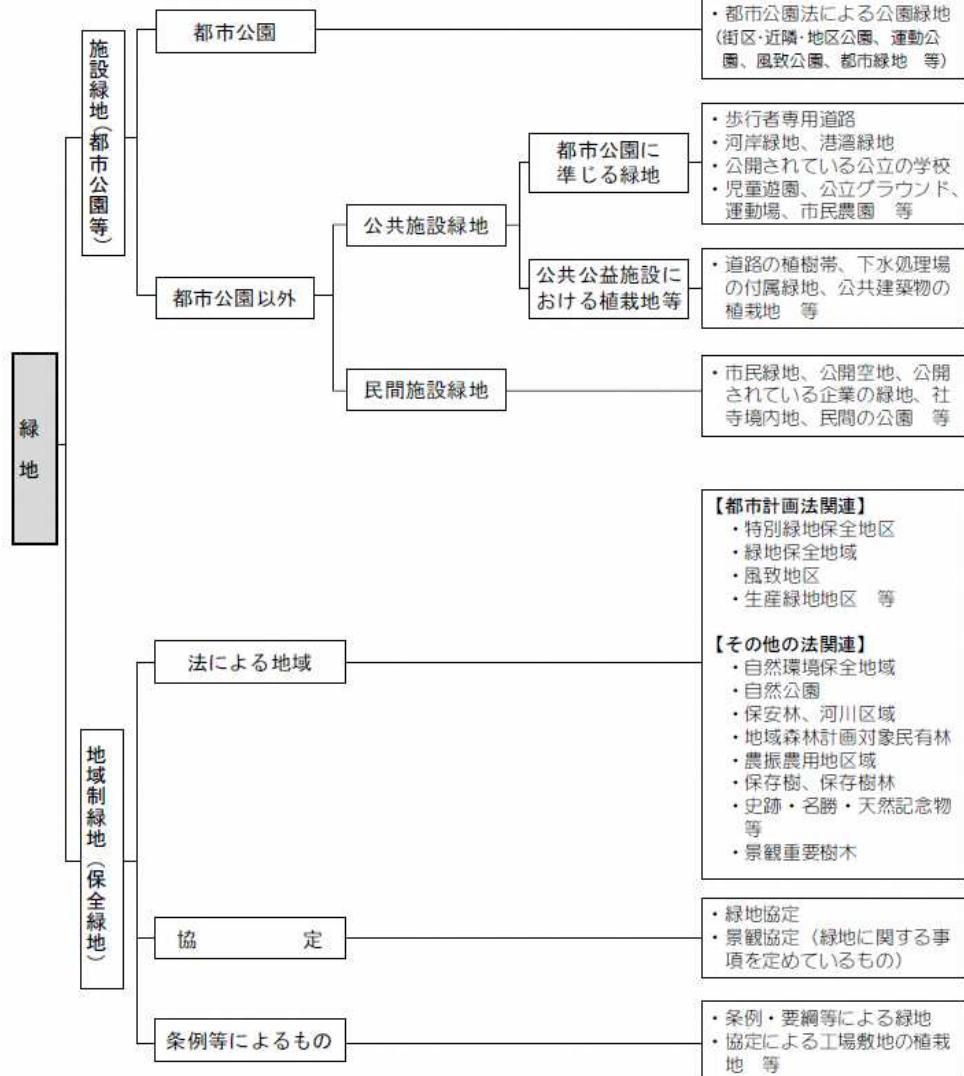
○目標年次：平成37(2025)年度

- ・「第6次廿日市市総合計画」と同様

対象とする緑地

対象とする緑地は、都市公園や公共施設の緑地、市民緑地、民間施設の緑化空間等を含む「**施設緑地**」と法による地域指定や協定・条例等によって保全が定められている「**地域制緑地**」とします。

対象とする緑地の主な体系



注：「新編 緑の基本計画ハンドブック」を参考に作成

緑の基本計画の概要

緑の機能

都市の緑は、良好な都市環境を形成する上で、次のような機能を有しており、適正な保全・整備・維持管理を行うことで、これらを緑の恩恵として、市民にもたらされることが期待できます。

①都市環境維持・改善機能

緑陰の提供、大気汚染の浄化(気温の緩和(CO₂吸收))、生物の生育地・生息地



生物の生息環境

②景観形成機能

自然景観の構成、田園風景の構成、都市景観に風格を与える



都市景観に風格を与える

③健康・レクリエーション機能

様々な余暇活動の場、休養・休息の場、運動・遊びの場



運動・遊びの場

④防災機能

延焼の遅延や防止、災害時の避難場所、自然災害の抑制(洪水調節など)



流出量の調整、洪水の予防

改訂の方向性

改訂の方向性

改訂の要旨

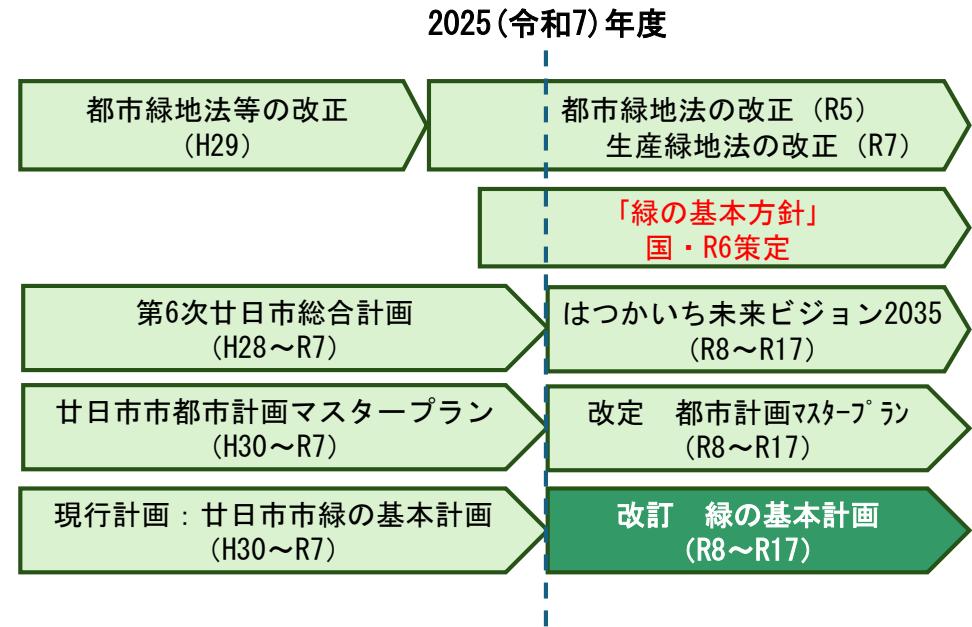
- ・現行計画では、目標年次を定めており、本年度がその目標年次であることから、見直しを行うものです。見直しにあたっては、緑を取り巻く社会環境や、市の緑に関する今後の対応を踏まえて行うこととしています。
- ・近年、国においては、都市緑地法等の関係法令の改正や、2024（令和6）年に国における緑の基本方針が策定されました。
- ・また、本市の上位計画である「はつかいち未来ビジョン2035」の策定や「廿日市市都市計画マスター プラン」の改定が本年度行われており、これらの内容への適合を図るものであります。

計画の目標年次

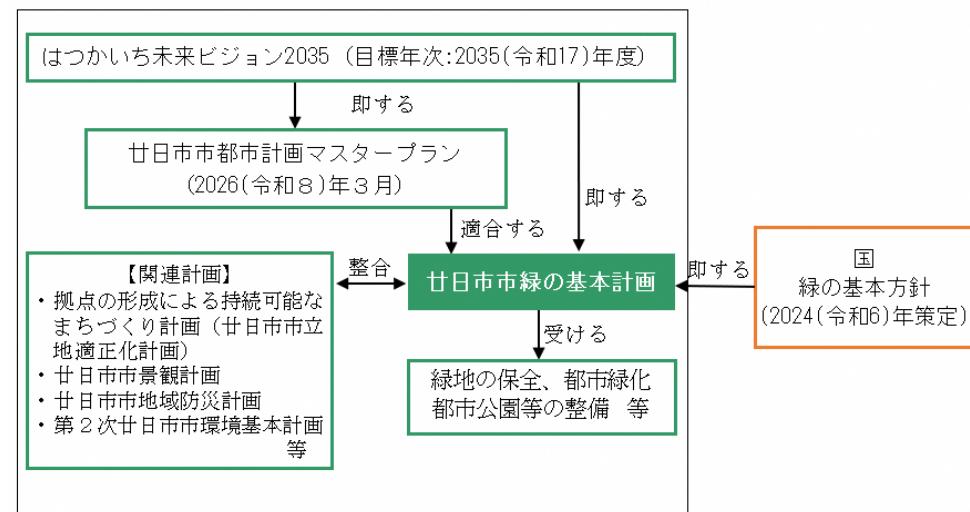
2022(令和2)年度を人口等の基準年次（直近の国勢調査年）とし、将来の都市の姿を展望しつつ、はつかいち未来ビジョン2035と同様に2035(令和17)年度を目標年次として改訂します。

なお、上位計画の改定が行われた場合は、それを受け必要な見直しを行います。

○目標年次：2035(令和17)年度



廿日市市緑の基本計画の位置づけ



改訂の方向性

改訂の視点（緑の基本方針との整合）

緑の基本方針の主な記載内容

意義	意義の概要
気候変動対策	緑地は、CO ₂ 吸収源としての役割、ヒートアイランド現象を緩和し、都市内に冷涼な空間を形成する機能などを有しており、 <u>夏季の気温上昇に対する暑熱対策機能など気候変動対策としての緑地の保全や緑化の推進</u> が求められる。
生物多様性の確保	緑地は、地域固有の生態系を支える基盤であり、また、住民がその生態系を学び、保全等に関わることのできる身近な場所でもある。 <u>ネイチャーポジティブの実現に向けて、良好な自然的環境を有する緑地の保全、再生</u> が求められている。
Well-beingの向上	緑地は、都市生活環境に起因する健康リスクの軽減に寄与すること、また、ストレスの緩和やリラックス効果、住民の相互交流の促進等を通じて Well-being を支え、促進し、 <u>精神的・身体的な健康の増進、認知・免疫機能の向上、死亡率の低下等にも寄与</u> することが報告されている。
都市のレジリエンスの向上	緑地は、延焼防止帯、避難地・避難路等の役割のほか、自然災害の激甚化・頻発化が懸念される中、浸水被害の軽減、土砂災害防止など気候変動影響への適応策としての機能を有するものであり、 <u>グリーンインフラや流域治水等の観点から都市のレジリエンスを高めるインフラとして再認識</u> されている。
歴史や文化の形成、美しい景観の創出、環境教育・生涯学習の場としての活用	緑地は、四季の変化を実感できる <u>快適な生活環境や美しい都市景観を創出し</u> 、地域の個性や子どもの感受性を育み、生活にゆとりと潤いをもたらしている。また、 <u>環境教育・生涯学習の場としての機能</u> も有しており、その学びを地域に還元していくことができる場としても期待される。
都市における生産機能、循環型社会への寄与	都市の農地は、地元産の農産物の供給、防災や国土及び環境の保全、住民の交流の場等の多様な機能を有し、 <u>都市に「るべきもの」として適正に保全し、有効活用</u> することが求められている。また、剪定枝・落ち葉等のチップ化・堆肥化等により、 <u>都市における資源循環にも寄与</u> している。。
ESG投資の拡大、気候関連・自然関連の情報開示への対応	公有地のみならず、民有地における緑地の確保等を図ることが重要であり、SG 投資等の流れを踏まえた <u>民間企業による緑地確保や緑化の取組を促進</u> する必要がある。このため、都市における緑地確保の意義や効果の客観的な評価等により、環境面、社会面で効果の高い事業への資金の流れを促すことが重要である。

改訂の方向性

改訂の視点（都市公園の整備の優先度の考え方（案））

本市では、公園を一定程度、官・民において整備しているものの、誘致距離から外れている地区が多数有ります。しかしながら、すべての外れている地区において、公園を整備することは、困難な状況です。

本市の課題への対応として、本計画の改訂において、公園の整備のあり方を示すことを検討しています。

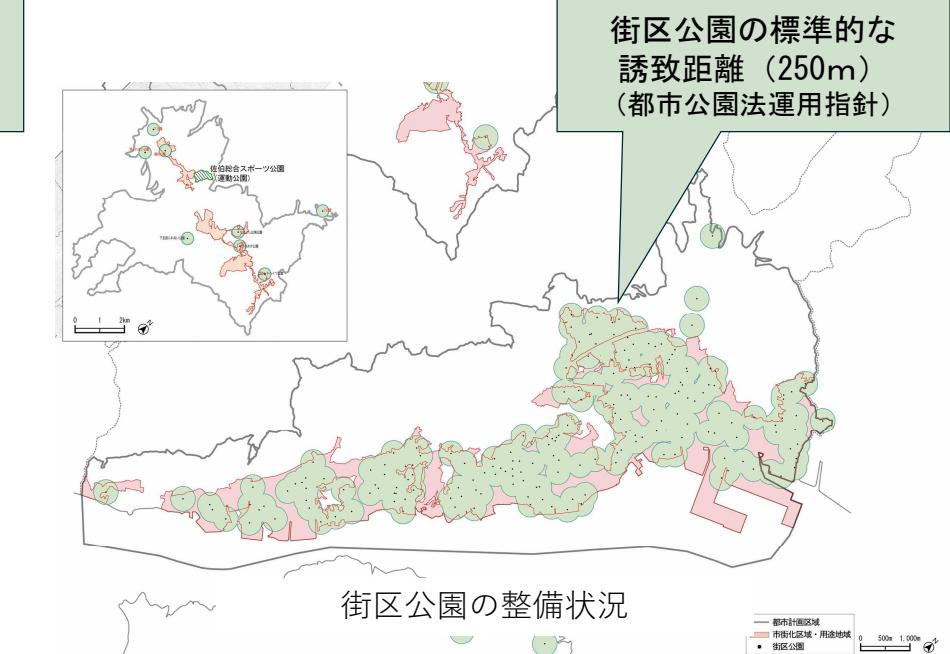
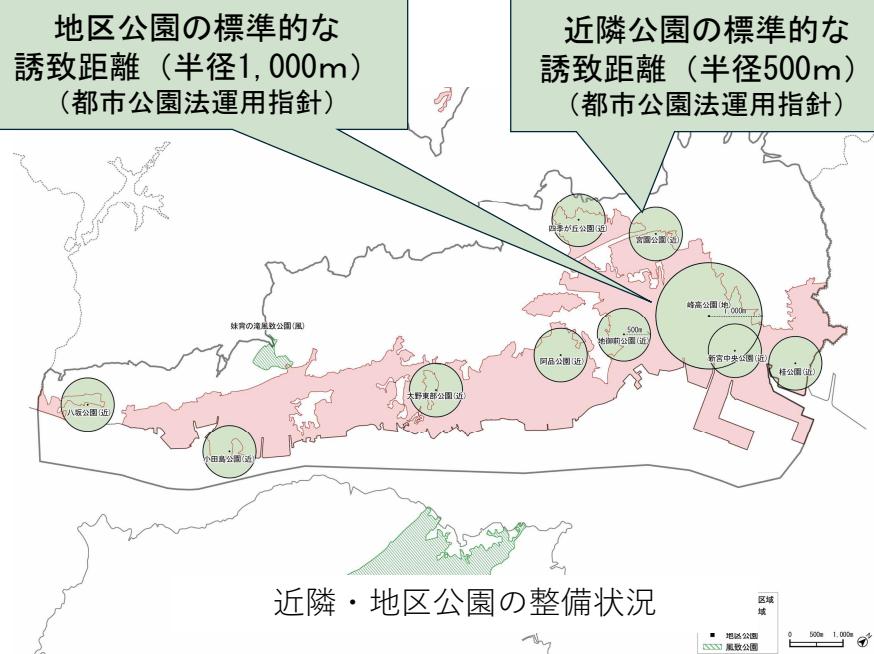
このあり方とは、昨今の激甚化する災害、公園整備を伴わないミニ開発等による地域の人口増加を踏まえ、整備するべき公園について、優先度の考え方を示すことです。

公園整備にあたっては、緑の機能を確保できる都市緑地法や生産緑地法などその他の手法においても十分に検討を行い、整備の必要性について整理する必要があります。特に、昨今の激甚化する災害に対する一時避難場所としての機能は重要です。

また、整備にあたっては、地域住民の合意形成や適切な維持管理が必要です。

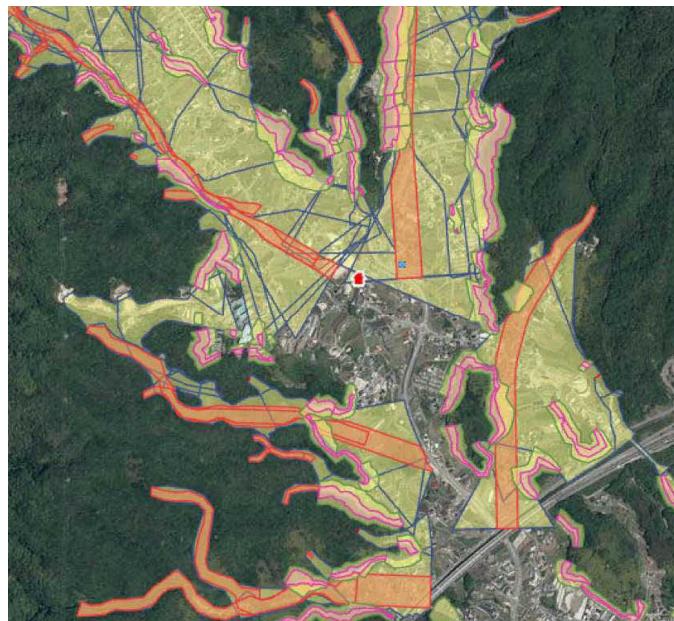
これらを踏まえつつ、以下に、整備の優先度が高い地区の考え方を示します。

- ・市街化区域内かつ誘致距離外の、人口密度の高い地区
- ・市街化区域内かつ誘致距離外の、農地転用等による土地利用転換の可能性の有る地区（将来的に宅地化される可能性のある地区）
- ・市街化調整区域かつ誘致距離外の、災害の危険性のある地区に存在する集落かつ避難場所として災害の危険性がない場所

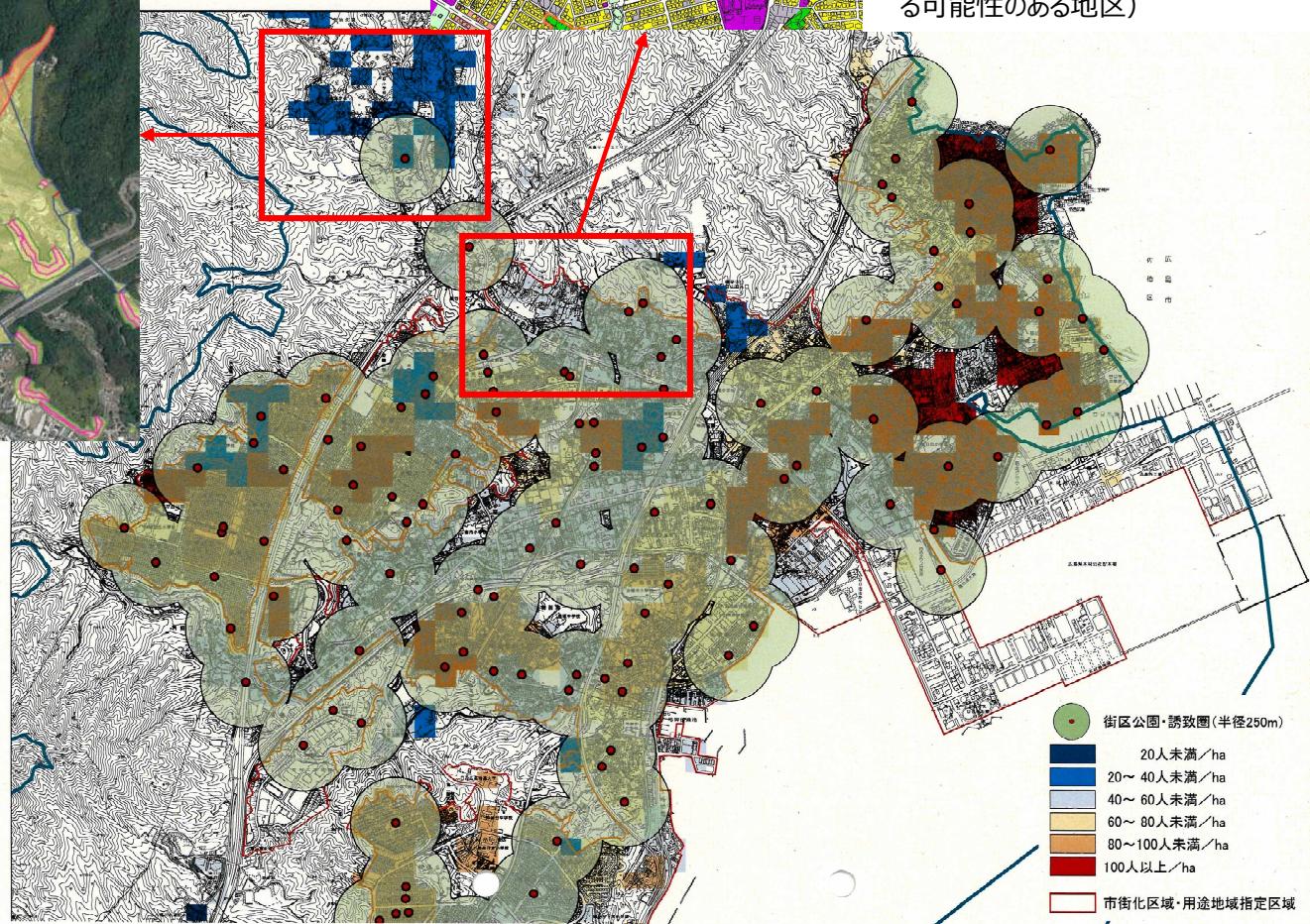


改訂の方向性

整備の優先度の高いと想定される地区の一例

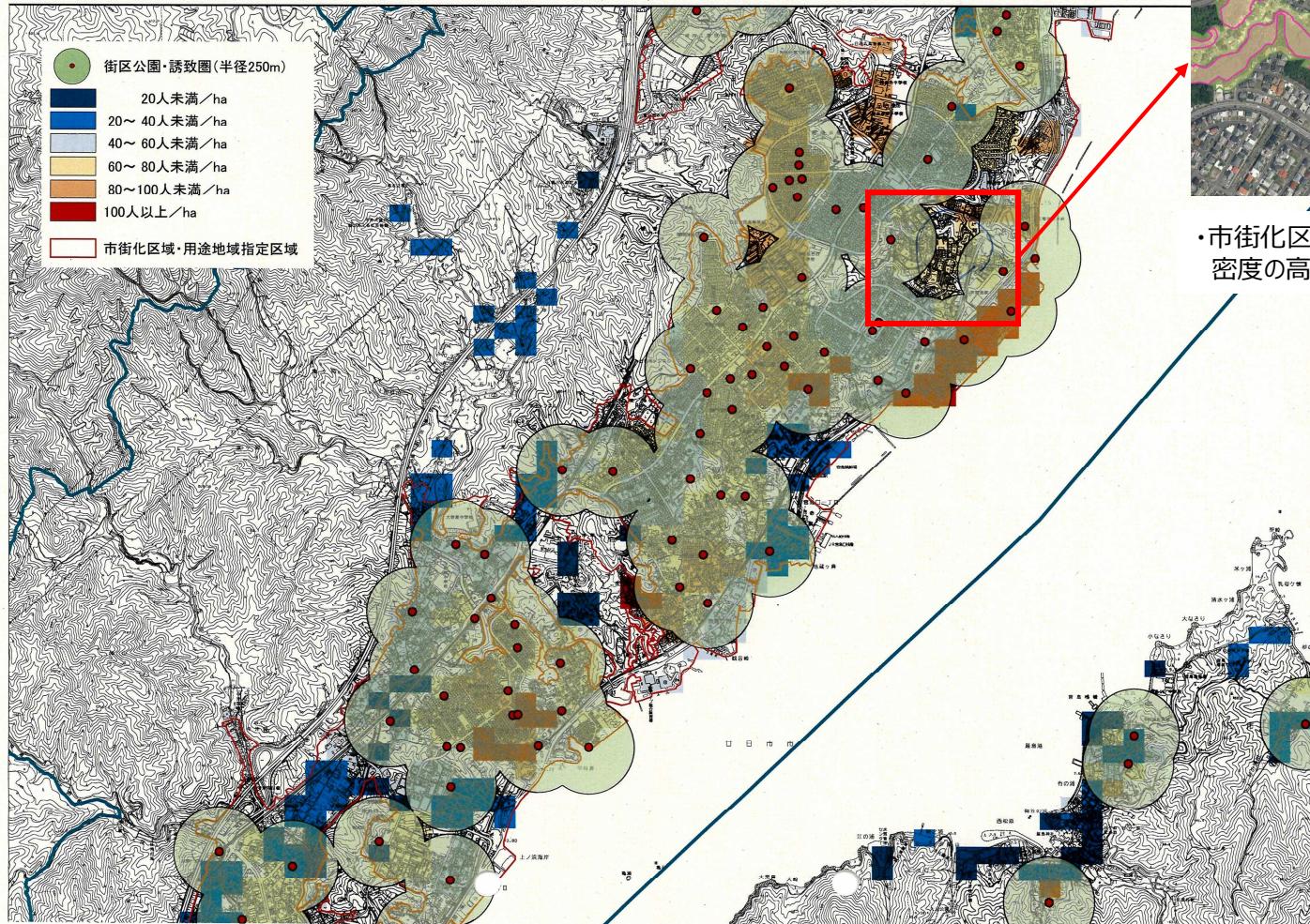


・市街化調整区域かつ誘致距離外の、災害の危険性のある地区に存在する集落かつ避難場所として災害の危険性がない場所



改訂の方向性

整備の優先度の高いと想定される地区の一例



・市街化区域内かつ誘致距離外の、人口密度の高い地区